

生衛第 719 号
令和5年8月30日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、令和3年3月29日付けで提出した、「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので提出する。

変更点 1

<内容>

本県の「出荷・検査方針」の食肉処理施設に高萩市の「茨城クラフトミート工房」を追加した。

<変更の理由>

高萩市及び食肉処理施設「茨城クラフトミート工房」において、本県の「出荷・検査方針」に基づく管理体制が整ったため。

変更点 2

<内容>

食肉処理施設が所在する市町村を「所在市町村」と称し、別表にまとめて記載した。

<変更の理由>

今後イノシシ肉を処理する食肉処理施設が増加することを想定し、記載方法を見直したため。

変更点 3

<内容>

本県の担当部署名を保健医療部に改めた。

<変更の理由>

本県の組織改正により、令和4年度から保健福祉部が「保健医療部」と「福祉部」に再編されたため。

(別添)

出荷・検査方針

1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉処理を目的として食肉処理施設（別表のとおり。以下「処理施設」という。）が受け入れたイノシシ肉については、当該処理施設が所在する市町村（別表のとおり。以下「所在市町村」という。）が自ら又は食品衛生法に基づく登録検査機関（以下「検査機関」という。）に委託し、全頭につき放射性物質スクリーニング検査を行う。
- (2) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg 以下の場合、検査したイノシシ肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg を超過した場合、茨城県が自ら又は検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器により放射線物質について精密検査を行う。
- (4) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg 以下の場合、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg を超過した場合、処理施設において廃棄する。

2 処理施設におけるイノシシ個体の受入計画

- (1) 処理施設は、所在市町村と連携し、イノシシ個体を処理施設に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに所在市町村内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを所在市町村に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。
- (2) 処理施設は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を受け入れることとし、所在市町村職員は処理施設の受入時に立ち会うものとする。
- (3) 所在市町村は、処理施設から提出された捕獲者台帳を、随時、茨城県に提出し両者で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。
- (4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、所在市町村は処理施設の意向を踏まえ、茨城県保健医療部と協議のうえ、月ごとに受入計画を作成する。

3 処理施設における管理等

- (1) イノシシ個体の受入及び確認

①受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、登録されている捕獲者の止め刺しのもと、血抜きをして処理施設に運び込むものとする。

②処理施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たり、所在市町村職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを所在市町村に提出する。

③所在市町村は、処理施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

①受け入れたイノシシ個体は、識別のための個体番号を付け保冷庫で保管する。

②検査の試料採取及び検査機関への持ち込みは、所在市町村職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、処理施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値以下である場合は、食用として処理施設から出荷することができる。また、基準値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び所在市町村職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、所在市町村及び処理施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県又は所在市町村が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、所在市町村及び処理施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果等の情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理施設が出荷し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和5年9月8日から適用する。

【別表】 食肉処理施設の所在する市町村及び施設名

市町村	施設名
石岡市	朝日里山学校
高萩市	茨城クラフトミート工房

茨城県出荷・検査方針（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">出荷・検査方針</p> <p>1 イノシシ肉の放射性物質検査</p> <p>(1) <u>食肉処理</u>を目的として<u>食肉処理施設</u>（別表のとおり。以下「<u>処理施設</u>」という。）が受け入れたイノシシ肉については、<u>当該処理施設が所在する市町村</u>（別表のとおり。以下「<u>所在市町村</u>」という。）が自ら又は食品衛生法に基づく登録検査機関（以下「検査機関」という。）に委託し、全頭につき放射性物質スクリーニング検査を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100 Bq/kgを超過した場合、<u>処理施設</u>において廃棄する。</p> <p>2 <u>処理施設</u>におけるイノシシ個体の受入計画</p> <p>(1) <u>処理施設</u>は、<u>所在市町村</u>と連携し、イノシシ個体を<u>処理施設</u>に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに<u>所在市町村</u>内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを<u>所在市町村</u>に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。</p> <p>(2) <u>処理施設</u>は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を</p>	<p style="text-align: center;">出荷・検査方針</p> <p>1 イノシシ肉の放射性物質検査</p> <p>(1) <u>食肉加工</u>を目的として<u>石岡市内のイノシシ肉加工施設</u>「<u>朝日里山学校</u>」（以下「<u>加工施設</u>」という。）が受け入れたイノシシ肉については、<u>石岡市</u>が自ら又は食品衛生法に基づく登録検査機関（以下「検査機関」という。）に委託し、全頭につき放射性物質スクリーニング検査を行う。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100 Bq/kgを超過した場合、<u>加工施設</u>において廃棄する。</p> <p>2 <u>加工施設</u>におけるイノシシ個体の受入計画</p> <p>(1) <u>加工施設</u>は、<u>石岡市</u>と連携し、イノシシ個体を<u>加工施設</u>に持ち込む捕獲者について、捕獲者ごとに<u>石岡市</u>内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを<u>石岡市</u>に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。</p> <p>(2) <u>加工施設</u>は捕獲者台帳に記載された捕獲者からイノシシ個体を</p>

受け入れることとし、所在市町村職員は処理施設の受入時に立ち会うものとする。

- (3) 所在市町村は、処理施設から提出された捕獲者台帳を、随時、茨城県に提出し両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。
- (4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、所在市町村は処理施設の意向を踏まえ、茨城県保健医療部と協議のうえ、月ごとに受入計画を作成する。

3 処理施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

①受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、登録されている捕獲者の止め刺しのもと、血抜きをして処理施設に運び込むものとする。

②処理施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たり、所在市町村職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを所在市町村に提出する。

③所在市町村は、処理施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

① 略

受け入れることとし、石岡市職員は加工施設の受入時に立ち会うものとする。

- (3) 石岡市は、加工施設から提出された捕獲者台帳を、随時、茨城県に提出し両方で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。
- (4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、石岡市は加工施設の意向を踏まえ、茨城県保健福祉部と協議のうえ、月ごとに受入計画を作成する。

3 加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

①受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、登録されている捕獲者の止め刺しのもと、血抜きをして加工施設に運び込むものとする。

②加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たり、石岡市職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。

③石岡市は、加工施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出し、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。

(2) イノシシ肉の保管・管理

① 略

②検査の試料採取及び検査機関への持ち込みは、所在市町村職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、処理施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値以下である場合は、食用として処理施設から出荷することができる。また、基準値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び所在市町村職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、所在市町村及び処理施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県又は所在市町村が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、所在市町村及び処理施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果等の情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理施設が出荷し、流通しているイ

②検査の試料採取及び検査機関への持ち込みは、石岡市職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が基準値以下である場合は、食用として加工施設から出荷することができる。また、基準値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び石岡市職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、石岡市及び加工施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県又は石岡市が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、石岡市及び加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、加工施設が出荷し、流通しているイノシ

ノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和5年9月8日から適用する。

【別表】 食肉処理施設の所在する市町村及び施設名

市町村	施設名
石岡市	朝日里山学校
高萩市	茨城クラフトミート工房

シ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和3年4月5日から適用する。

(新設)